

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

| | | | |
|-------------|-------------------------------------|--|--|
| 条 例 名 | | 神奈川県立の診療所に関する条例 | |
| 条 例 番 号 | 昭和 39 年神奈川県条例第 41 号 | 法 規 集 | 第 8 編第 2 章第 1 節 |
| 所 管 部 局 室 課 | 保健福祉部医療課 | | |
| 条 例 の 概 要 | 神奈川県立の診療所の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。 | | |
| 検討 | 視 点 | 検 討 内 容 | 備 考 |
| | 必要性 〔現在でも必要な条例か。〕 | 県立診療所は、医療機関が少ない地域における良好な医療提供体制を確保するために、現在においても設置する必要がある。この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、神奈川県立の診療所の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。 | |
| | 有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕 | 県立診療所の設置地域の、診療、看護、公衆衛生活動等に関し、有効に機能している。 | 患者数（平成 19 年度） 煤ヶ谷診療所 5,488 人 青野原診療所 5,538 人 千木良診療所 5,624 人 藤野診療所 9,308 人 |
| | 効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕 | 現行の 4 診療所のうち、医療圏を同じくし、従来から連携を取ってきた津久井地区の 3 診療所には指定管理制度が導入されており、効率的な運営が行われている。 | |
| | 基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕 | 県立の診療所の設置については、神奈川県保健医療計画内に医療、医療施設の不足する地域での医療の提供として位置づけられている。また、相模原市内の 3 診療所に指定管理者制度を導入しており、県の行政システム改革基本方針に合致するものである。 | 医療提供体制を確保しつつ行政改革をすすめるため、相模原市内の 3 診療所（指定管理制度導入済）を相模原市に移譲する予定である。 移譲の時期：平成 22 年 4 月を目指して検討。 |
| | 適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕 | 地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法・法令に抵触しない内容である。 | |
| 見直し結果 | その他の見直し結果 | | |
| | 改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。 | 理由 | 特記事項 |
| | | 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。 | 相模原市への診療所移譲の際に改正を必要とする。 |
| 次回見直し予定 | 平成 25 年度 | 見直し規定の有無 | 有 無 |